

宮津市公報

令和3年8月2日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務部総務課発行

目次

規則

- 13 母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則 1

告示

- 110 宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱 1
111 宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱 3
112 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 4
113 宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 4
114 宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱 5

公告

- 30 公示送達 7
31 農用地利用集積計画の縦覧 7
32 公示送達 7
33 令和3年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験の合格者 7

教育委員会

《告示》

- 19 宮津市教育委員会定例会の招集 8

農業委員会

《告示》

- 8 宮津市農業委員会定例総会の招集 8

規 則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 7 月 30 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市規則第13号

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則の一部を改正する規則

母子保健法に基づく養育医療の給付等に関する規則（平成25年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表備考2(5)を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和3年4月1日から適用する。

告 示

宮津市告示第110号

宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱を次のように定める。

令和 3 年 7 月 16 日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て家庭を応援する取組を積極的に行っている事業所等の子育て応援事業所（以下「応援事業所」という。）として市長が認定し、広く周知することにより、当該取組の一層の推進を図り、地域全体で子育てを応援する子育て応援事業所認定制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「事業所等」とは、営利企業、公益法人、個人商店等であって、市内に所在地があるものをいう。

(認定基準)

第3条 応援事業所の認定の対象となる事業所等は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 子育て家庭への支援を目的とし、別表に定めるサービス分類に掲げるサービス内容のいずれかを実施していること。
 - (2) 事業所の営業に係る関係法令に違反していないこと。
 - (3) 応援事業所の認定を受けた後、宮津市子育て応援事業所認定シール（以下「応援シール」という。）の掲示等に協力する意思があること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業所等は、認定の対象としない。
- (1) 市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）の滞納があるもの
 - (2) 宗教活動又は政治活動を目的とするもの
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定義され、同法の適用対象となる業を営むもの
 - (4) 宮津市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条に規定する暴力団員等及び暴力団密接関係者
 - (5) その他市長が適当でないと認めるもの

(認定の申請等)

第4条 応援事業所の認定を受けようとするものは、宮津市子育て応援事業所認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときはその内容を審査し、認定基準を満たすと認めるときは応援事業所として認定し、宮津市子育て応援事業所認定証及び認定シールを交付するものとする。

(周知)

第5条 市長は、応援事業所及び当該事業所の取組等について市が発行する広報誌、ホームページ、リーフレット等で周知する。

(変更・辞退の届出及び取消し)

第6条 応援事業所は、認定を受けた内容に変更が生じた場合又は認定を辞退する場合は、宮津市子育て応援事業所認定(内容変更・辞退)届出書を市長に届け出なければならない。

2 市長は、応援事業所が宮津市子育て応援事業所認定辞退届出書を提出した場合及び認定基準を満たさなくなったとき又は応援事業所として適当でないときと認めるときは、認定を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市子育て応援事業所認定申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

宮津市子育て応援事業所サービス分類表

サービス分類	サービス番号	サービス内容
1 子育て家庭が立ち寄りやすい環境づくり	1-1	子どもが遊べるスペースを設置している。
	1-2	店舗等を利用する際に、託児(親の目が届く範囲で子どもの相手をするものを含む。)を行っている。
	1-3	子育て家庭が休憩するスペースがある。
	1-4	子育て家庭が交流できるスペースがある。
	1-5	乳幼児の食事メニュー又は食品を扱っている。
	1-6	乳幼児用の食器、椅子等の貸出しを行っている。
	1-7	子ども又は妊産婦用品を主に取り扱っており、商品の選定、使用等に関する相談に対応することができる。
	1-8	その他子育て家庭が立ち寄りやすい環境づくりに努めている。
2 子育て家庭へのサービスの実施	2-1	子育て家庭が店舗等を利用した場合の利用料等について、優待、割引等を行っている。
	2-2	子育て家庭が物品を購入した場合に、代金の割引、店舗等で発行しているポイント等に関する優待を行っている。
	2-3	子育て家庭が店舗等を利用した場合に、プレゼントを進呈している。
3 子育て家庭が参加できる事業の実施	3-1	子育て家庭向けの相談会や講座を実施している。
	3-2	子どもに関するイベント等を開催している。
4 仕事と子育ての両立の促進	4-1	従業員に対する育児休業、看護休暇等の取得促進、短時間勤務制度、在宅勤務制度等の充実に努めている。
	4-2	店舗等に従業員の利用を主とする託児施設を設置している。
	4-3	店舗等に仕事と子育ての両立についての相談又は情報提供を行う窓口を設置している。
	4-4	その他従業員に対する子育て支援に関する取組を実施している。

* * *

宮津市告示第111号

宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年7月16日

宮津市長 城崎雅文

宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域全体で子どもを育む機運の醸成を図り、子育て支援を積極的に推進するため、市内の事業所等において子育て家庭を応援するために必要な環境を整備するものに対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、宮津市子育て応援事業所認定制度実施要綱(令和3年告示第110号。以下「認定制度要綱」という。)第3条に規定する子育て応援事業所の認定基準を満たす(この補助金の交付を受けて備品を整備することにより当該認定基準を満たす場合を含む。)ものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、認定制度要綱に基づく宮津市子育て応援事業所の本市に所在地がある施設において子育て家庭が使用する備品であつて市長が必要と認めるものを整備する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の備品(消耗品を除く。)の購入費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の額があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一つの施設につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市子育て応援環境整備事業費補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第8条 規則第11条第2項の規定により補助金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(補助金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって、この要綱による補助金の交付を受けたものがあるときは、そのものからその交付を受けた額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(処分の制限)

第10条 補助金の交付を受け整備した備品は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宮津市子育て応援環境整備事業費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和3年4月1日以後に購入した備品の整備について適用する。

* * *

宮津市告示第112号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年7月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱（昭和50年告示第24号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「65歳未満の者（アからウまでに掲げる65歳以上75歳未満の者であって、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による医療を受けていないものを含む。）で、その者の前年の所得（1月から7月までの間については、前々年の所得とする。以下同じ。）が別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める基準額以下のもの又はその者の配偶者若しくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める基準額未満の」を削り、同号に次のように加える。

エ 3歳児検診受診以前の者で、アからウまでに準じるもののうち、特に市長が必要と認めたもの

第2条第2号中「ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下「親」という。）が扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその親であって、」を削り、「該当するもの」の次に「をいう。」を加え、同号アを次のように改める。

ア ひとり親家庭の親（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下「親」という。）が扶養する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びその親

第2条の2及び第2条の3を削る。

第3条中「該当するもの」の次に「であって、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者で次の各号のいずれかに該当するもの」を加え、同条に次の2号を加える。

(1) 重度心身障害者にあつては、本人の前年の所得（1月から7月までの間に受ける医療費については、前々年の所得。以下同じ。）が特別児童手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第12条第1項に定める額を超えない者及びその者の配偶者又は扶養義務者で主としてその者の生計を維持する者の前年の所得が同令第12条第2項に規定する額を超えない者

(2) ひとり親家庭の児童及びその親にあつては、その属する世帯の生計中心者（親又は親と同一の世帯に属する者でその所得が親の所得よりも多い者をいう。）の前年の所得が福祉医療助成事業費補助金交付要綱（昭和50年京都府告示第294号）第2第2号に規定する額を超えない者
別表第1及び別表第2を削る。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第113号

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年7月30日

宮津市長 城崎雅文

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市重度心身障害老人健康管理費支給事業実施要綱（昭和58年告示第33号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条中「法第67条」の次に「及び第68条」を、「相当する額」の次に「(法第84条に該当する場合においては、当該一部負担金の額から同条の規定により支給される高額療養費に相当する額を控除した額)」を加え、同条を第5条とする。

第7条を第6条とする。

第8条中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第7条とする。

第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条第3号を次のように改める。

(3) 健康管理費受給資格

第12条中第4号を削り、第5号を第4号とし、同条を第11条とする。

第13条を第12条とし、第14条を第13条とし、第15条を第14条とする。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第114号

宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年8月2日

宮津市長 城 崎 雅 文

宮津市チャレンジおうえん補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、事業者自らの意欲的かつ創造的な活動を支援し、地域経済の活性化を図るため、事業者が行う創業等及び新たなものづくり（以下「新たなビジネスチャレンジ」という。）に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 創業等 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 事業を営んでいない者が、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条に規定する開業等の届出により、新たに事業を開始すること。

イ 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人を設立し、新たに事業を開始すること。

ウ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、新事業（既存事業と日本標準産業分類における小分類が異なる業種をいう。）を開始すること。

エ 既に事業を営んでいる個人又は法人が、本市に新たな店舗を開設すること。

オ 市外に住所を有し、既に事業を営んでいる個人が、本市に住所を定め、本市に店舗の移転を行うこと。

(2) 新たなものづくり 設備投資を伴い、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 市内農林水産物等の地域資源を活用した商品開発・改良を行うこと。

イ 複数の事業者が連携して商品開発・改良を行うこと。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 交付申請日の属する年度の前年度以前課税の市税（地方税法（昭和25年法律第226号）第5条に規定する税をいう。）を滞納している者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に

規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者

(3) 宗教上の組織又は団体

(4) 政治団体

(補助対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、本市で新たなビジネスチャレンジを行う事業であり、事業の区分及び補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額に1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、250万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市チャレンジおうえん補助金交付申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

第7条 補助金の交付決定を受けた者が、事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市チャレンジおうえん補助金事業計画変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市チャレンジおうえん補助金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(処分の制限)

第9条 補助金の交付を受け整備又は購入した設備、備品等は、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(審査会)

第10条 市長は、補助金の交付の決定に当たっては、関係団体で構成する審査会の意見を聴くものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、宮津市チャレンジおうえん補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	補助対象経費
新たなビジネスチャレンジのための設備投資等	物品機器等備品(単価3万円を超えるものに限る。)の購入、店舗等の改修等に係る経費であって市長が必要と認める経費
外部専門家の指導・助言等	外部専門家への報酬、旅費その他市長が必要と認める経費
その他新たなビジネスチャレンジのための準備経費	広告宣伝に係る経費その他市長が必要と認める経費

備考

1 補助対象事業が国、府等の補助金等の交付を受けるときは、この表による補助対象経費から

当該補助金等の対象経費を除いた経費を補助対象経費とする。

2 補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含めないものとする。

公 告

宮津市公告第30号
公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年7月7日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第31号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により令和3年度農用地利用集積計画（令和3年7月13日付け宮農委第25号通知分）を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

令和3年7月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

1 農用地利用集積計画の縦覧期間

自 令和3年7月20日

至 令和3年8月3日

2 縦覧の場所

宮津市産業経済部農林水産課（別館1階）

————— * * * —————

宮津市公告第32号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民環境部税務・国保課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和3年7月20日

宮津市長 城 崎 雅 文

(以下掲示済)

————— * * * —————

宮津市公告第33号

令和3年度宮津市職員採用試験【前期試験】第1次試験に合格した者の受験番号及び第2次試験の実施要領は、次のとおりである。

令和3年7月26日

宮津市長 城 崎 雅 文

第1次試験に合格した者の受験番号

A 1 0 0 1 A 1 0 0 6 A 1 0 0 8 A 1 0 1 2 A 1 0 1 4

B 2 0 0 2 B 2 0 0 3 B 2 0 0 4

E 5 0 0 1 E 5 0 0 2

F 6 0 0 1 F 6 0 0 2 F 6 0 0 3

第2次試験の実施要領

1 個別面接

(1) 日時 令和3年8月7日（土）

(2) 場所 宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市役所

2 身体検査

健康診断書により行います。

教育委員会

《告 示》

宮津市教育委員会告示第19号

令和3年第9回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年7月21日

宮津市教育委員会

教育長 山本 雅弘

- 1 日 時 令和3年7月26日（月） 午前9時00分
- 2 場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ（4階応接会議室）

農業委員会

《告 示》

宮津市農業委員会告示第8号

宮津市農業委員会定例総会を次のとおり招集する。

令和3年7月6日

宮津市農業委員会

会長 関野 掲司

- 1 日 時 令和3年7月13日（火） 午前9時30分
- 2 場 所 宮津市中央公民館（みやづ歴史の館） 3階 大会議室
- 3 議 題

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について

議案第24号 非農地証明交付申請の承認について

議案第25号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について